

平成23年6月29日

学校法人北海道安達学園に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、学校法人北海道安達学園に対し、同法人が経営する専門学校生徒募集に関する表示について、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認））に基づき、措置命令（別添参照）を行いましたので公表します。

なお、本件は、公正取引委員会（公正取引委員会事務総局北海道事務所）による調査の結果を踏まえ、当庁が措置命令を行うものです。

1 学校法人北海道安達学園の概要

(1) 学校法人北海道安達学園の概要

所在地 札幌市中央区大通西九丁目3番12号

代表者 理事長 安達 保敏

設立年月 平成元年12月

基本金 89億7448万円（平成22年9月時点）

(2) 学校法人北海道安達学園が経営する専門学校

学校法人北海道安達学園（以下「北海道安達学園」という。）は、「専門学校札幌デザイナー学院」（以下「デザイナー学院」という。）、「専門学校札幌マンガ・アニメ学院」（以下「マンガ・アニメ学院」という。）、「専門学校札幌ビジュアルアーツ」（以下「ビジュアルアーツ」という。）及び「専門学校札幌スクールオブビジネス」（以下「スクールオブビジネス」という。）の4専門学校を経営している。

2 措置命令の概要

(1) 違反事実の概要

ア 本件役務

北海道安達学園が専門学校において提供する専門課程

イ 対象となる表示

(7) 平成20年3月卒業生の就職率について

a 表示

平成21年7月頃から平成22年3月頃までの間に配布したパンフレットにおいて、スクールオブビジネス、ビジュアルアーツ及びデザイナー学院（以下「3専門学校」という。）の平成20年3月卒業生の就職率について、次表のとおり表示

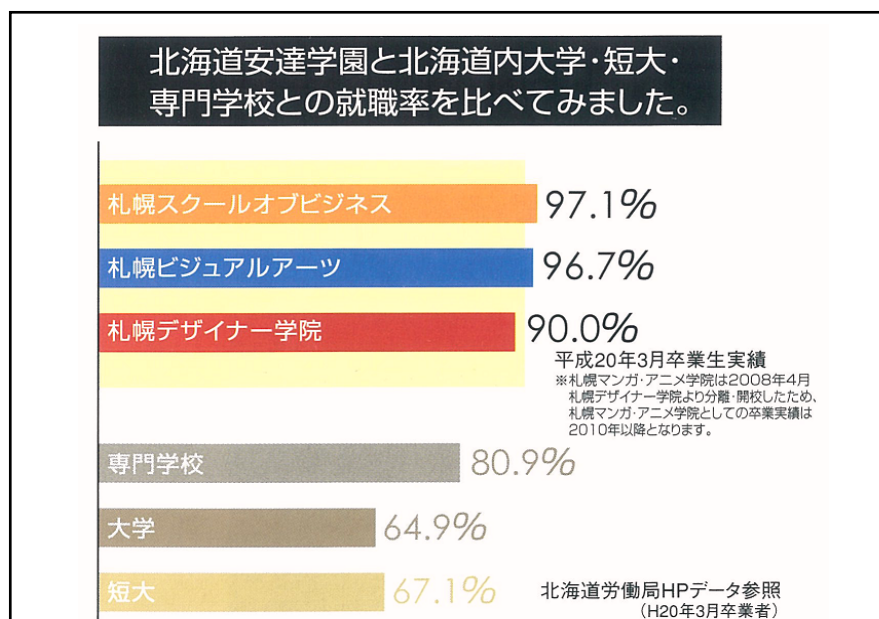
【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：佐藤（政）、奥水

電話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

【表】（拡大したもの）



b 実際

(a) 前記 a のうち、3 専門学校の平成 20 年 3 月卒業生の就職率として表示した数値は、

- ① 卒業時である平成 20 年 3 月末時点に就職した者及び就職が内定した者（以下「就職者等」という。）に、同年 4 月から同年 6 月までの間の就職者等を加えた数を分子として
- ② 卒業時である平成 20 年 3 月末時点の就職者等及び就職希望者（以下「就職希望者等」という。）の数を分母として算出したものであった。

(b) 前記 a のうち、北海道内の大学等の平成 20 年 3 月卒業生の就職率として表示した数値は、

- ① 卒業時である平成 20 年 3 月末時点の就職者等の数を分子として
- ② 厚生労働省北海道労働局による調査においては、平成 20 年 3 月末時点の就職希望者等の数が分母とされていたにもかかわらず、就職を希望しない者等が含まれる卒業生の数を分母として北海道安達学園が独自に算出したものであった。

これにより、北海道安達学園は、3 専門学校の平成 20 年 3 月卒業生の就職率が、北海道内の大学等の就職率よりも高率であると表示していたものであった。

3 専門学校及び北海道内の大学等の平成 20 年 3 月卒業生の就職率に係る表示と実際

	北海道安達学園の 3 専門学校			北海道内の専門学校等		
	スクールオブビジネス	ビジュアルアーツ	デザイナー学院	専門学校	大学	短期大学
表示した就職率	97.1%	96.7%	90.0%	80.9%	64.9%	67.1%
実際の就職率	89.3%	90.0%	74.6%	91.9%	87.4%	88.4%

(イ) 平成21年3月卒業生の就職率について

a 表示

平成21年10月1日付けの新聞に掲載した広告において、ビジュアル
 アーツ及びマンガ・アニメ学院（以下「2専門学校」という。）の平成2
 1年3月卒業生の就職率について、次のとおり表示

（縮小したもの）

札幌ビジュアルアーツ
 ライブ・制作発表! 多くのチャンスで業界デビュー
 総合音楽
 音響エンジニア
 ミュージシャン
 演劇・舞台
 TV・映画
 ゲーム
 写真
 10/1(木)より
 願書受付開始!
 就職率99.2%
 進路選びの
 最終確認! 1日体験入学 10/4(日)
 Visual Arts ☎0120-326276
 札幌市中央区南一条西7丁目 URL: http://www.visualarts.jp MAIL: info@visualarts.jp

札幌マンガ・アニメ学院
 万全のサポート体制で業界就職・デビュー
 コミックイラスト
 アニメーション
 10/1(木)より
 願書受付開始!
 就職率98.5%
 進路選びの
 最終確認! 1日体験入学 10/4(日)
 MMS ☎0120-722867
 札幌市中央区南一条西7丁目 URL: http://www.mang-anime.ac.jp MAIL: info@mang-anime.ac.jp

ライブ、制作発表、多くのチャンス
 で業界デビュー
 就職率99.2%

万全のサポート体制で業界就職・
 デビュー
 就職率98.5%

b 実際

(a) 前記aの2専門学校の平成21年3月卒業生の就職率は、

- ① 卒業時である平成21年3月末時点の就職者等に、同年4月から同年8月までの間の就職者等を加えた数を分子として
- ② 卒業時である平成21年3月末時点における就職希望者等から同年8月時点において就職の斡旋を希望しない者等を減じた数を分母として
- ③ また、前記①の分子については、2専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職者等だけではなく、当該専門分野以外の企業等への就職者等及びアルバイトに就いた者を就職者等に含めて算出した数値を、2専門学校の平成21年3月卒業生の同年3月末時点における両専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職率として表示していたものであった。

2 専門学校の平成21年3月卒業生の就職率に係る表示と実際

	ビジュアルアーツ	マンガ・アニメ学院
表示した就職率	99.2%	98.5%
実際の就職率 (専門分野への就職率)	52.8%	34.6%

(2) 命令の概要

ア 前記(1)の表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（報告の徴収及び立入検査等）

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （省略）

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

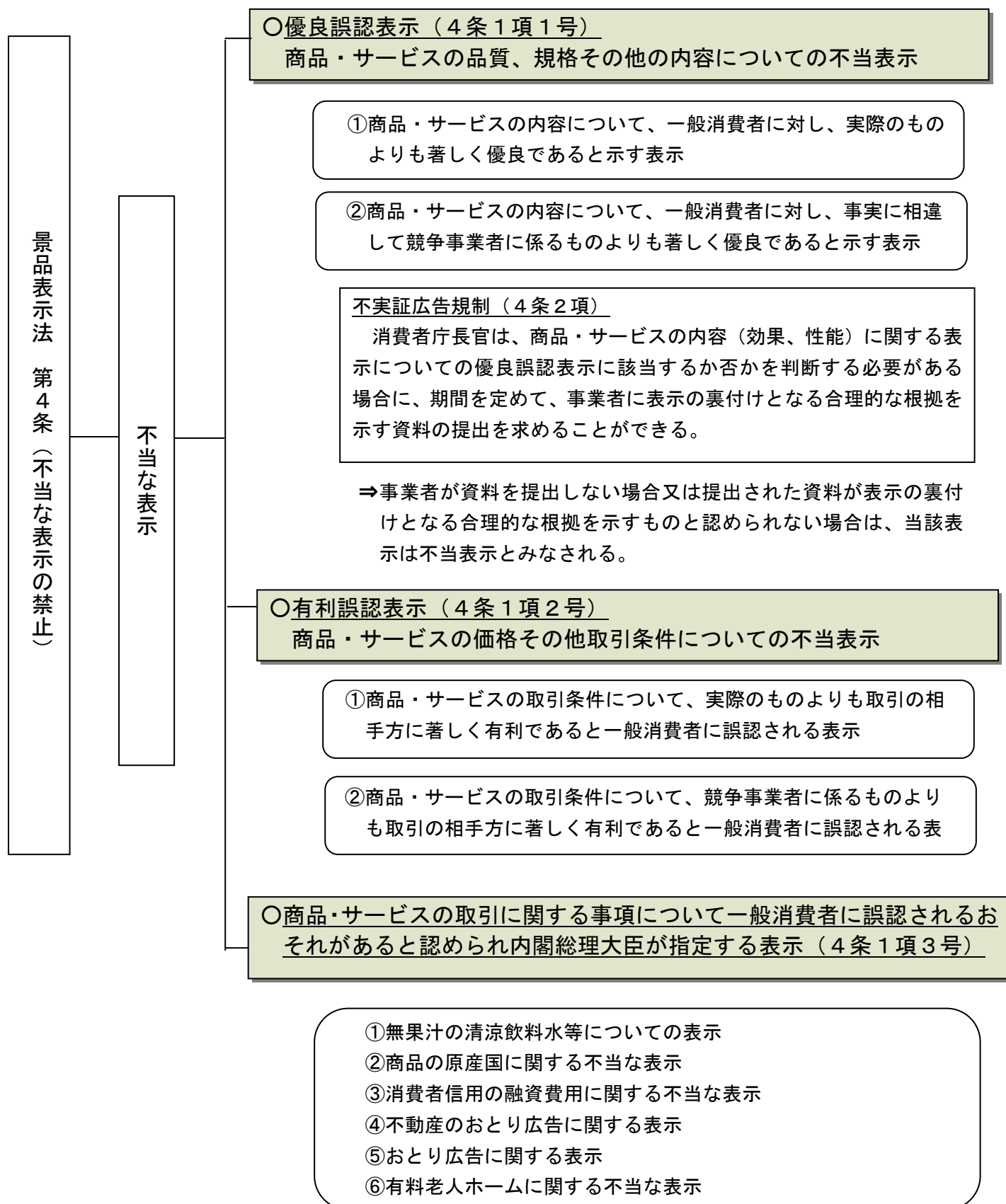
第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項

の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第342号

平成23年6月29日

学校法人北海道安達学園

理事長 安達 保敏 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴法人は、貴法人が経営する「専門学校札幌デザイナー学院」と称する専修学校（以下「デザイナー学院」という。）、「専門学校札幌マンガ・アニメ学院」と称する専修学校（以下「マンガ・アニメ学院」という。）、「専門学校札幌ビジュアルアーツ」と称する専修学校（以下「ビジュアルアーツ」という。）及び「専門学校札幌スクールオブビジネス」と称する専修学校（以下「スクールオブビジネス」といい、デザイナー学院、マンガ・アニメ学院、ビジュアルアーツ及びスクールオブビジネスを併せて「本件4専門学校」という。）において提供する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴法人は、本件4専門学校の生徒募集に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(イ) 平成21年7月頃から平成22年3月頃までの間に配布した「高等学校及び保護者の皆様へ 学校ガイドブック」と題するパンフレットにおいて、「北海道安達学園と北海道内大学・短大・専門学校との就職率を比べてみました。」と記載した上で、スクールオブビジネス、ビジュアルアーツ及びデザイナー学院（以下「3専門学校」という。）の平成20年3月卒業生の就職率並びに、北海道に所在する大学、短期大学及び専門学校（以下「北海道内の大学等」という。）の平成20年3月卒業生の就職率について、別紙の表1のとおり表示していたこと。

- (イ) 前記(イ)の3専門学校及び北海道内の大学等の平成20年3月卒業生の就職率について、実際には、貴法人が、以下のとおり算出したものであったこと。

a 3専門学校の平成20年3月卒業生の就職率として表示した数値は、3専門学校の平成20年3月卒業生のうち同年3月末時点における就職した者及び就職

が内定した者（以下「就職者等」という。）の数に同年４月から同年６月までの間における就職者等の数を加えた数を、同年３月末時点における就職者等の数及び未就職であって就職を希望する者（以下「就職希望者等」という。）の数で除して算出したもの。

b 北海道内の大学等の平成２０年３月卒業生の就職率として表示した数値は、北海道内の大学等の平成２０年３月卒業生のうち同年３月末時点における就職者等の数を、就職を希望しない者等が含まれる卒業者の数で除して算出したもの。

(㊦) ３専門学校及び北海道内の大学等の平成２０年３月卒業生の同年３月末時点における就職率は、別紙の表２記載のとおりであったこと。

イ(㊦) 平成２１年１０月１日付け北海道新聞に掲載した広告において、ビジュアルアーツ及びマンガ・アニメ学院（以下「２専門学校」という。）の平成２１年３月卒業生（マンガ・アニメ学院についてはデザイナー学院アニメ・マンガ学科の卒業生。以下同じ。）の就職率について、別紙の表３のとおり表示していたこと。

(㊩) 前記(㊦)について、実際には、２専門学校の平成２１年３月卒業生の就職率として表示した数値は、貴法人が、以下のとおり算出したものであったこと。

a ２専門学校の平成２１年３月卒業生のうち同年３月末時点における就職者等の数に同年４月から同年８月までの間における就職者等の数を加えた数を、同年３月末時点における就職希望者等の数から同年８月時点において就職の斡旋を希望しない者等の数を減じた数で除して算出したもの。

b ２専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職者等の数に、当該専門分野以外の分野に係る企業等への就職者等及びアルバイトに就いた者を加えた数を、就職者等として算出したもの。

(㊦) ２専門学校の平成２１年３月卒業生の同年３月末時点における２専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職率は、別紙の表４記載のとおりであったこと。

ウ 前記ア(㊦)及びイ(㊦)の表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴法人は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴法人の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴法人は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

(4) 貴法人は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1)ア 学校法人北海道安達学園（以下「北海道安達学園」という。）は、札幌市中央区大通西九丁目3番12号に主たる事務所を置き、私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基づき設立された学校法人であり、本件4専門学校を設置し、各校において、生徒の就職に必要な能力を育成するなどの事業を行っている。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第126条第2項において、専修学校が専門課程を置く場合には、専門学校と称できると規定されている。

(2)ア 北海道安達学園は、一般消費者に配布するパンフレット、一般日刊紙等において、本件4専門学校の生徒募集に関する広告を掲載している。

イ マンガ・アニメ学院は、平成20年4月に、デザイナー学院のアニメ・マンガ学科を独立させて開校したものであり、平成21年10月1日付け北海道新聞には、マンガ・アニメ学院の就職率として、デザイナー学院アニメ・マンガ学科の平成21年3月卒業生の就職率を表示している。

ウ 厚生労働省北海道労働局（以下「北海道労働局」という。）は、毎年度、北海道内の大学等の卒業生の3月末時点における就職状況等を調査し、就職者等の数を就職希望者等の数で除して算出した数値を就職率として公表している。

(3)ア(イ) 北海道安達学園は、平成21年7月頃から平成22年3月頃までの間、高校生、その保護者等に配布した「高等学校及び保護者の皆様へ 学校ガイドブック」と題するパンフレット（別添写し1）において、「北海道安達学園と北海道内大学・短大・専門学校との就職率を比べてみました。」と記載した上で、3専門学校の平成20年3月卒業生の就職率及び北海道内の大学等の平成20年3月卒業生の就職率について、別紙の表1のとおり表示していた。

(イ) 前記(イ)の3専門学校及び北海道内の大学等の平成20年3月卒業生の就職率について、実際には、北海道安達学園が、以下のとおり算出したものであった。

a 3専門学校の平成20年3月卒業生の就職率として表示した数値は、3専門学校の平成20年3月卒業生のうち同年3月末時点における就職者等の数に同年4月から同年6月までの間における就職者等の数を加えた数を、同年3月末時点における就職希望者等の数で除して算出したもの。

b 北海道労働局が公表した北海道内の大学等の平成20年3月卒業生の就職率として表示した数値は、北海道安達学園が、北海道労働局が同年5月28日に公表した「新規大学・短大・高専・専修卒業者の就職状況」と題する調査結果において示した北海道内の大学等の平成20年3月卒業生のうち同年3月末時点における就職者等の数を、就職を希望しない者等が含まれる卒業生の数で除して算出したもの。

(ウ) 3専門学校及び北海道労働局が公表した北海道内の大学等の平成20年3月卒

業生の同年３月末時点における就職率は、別紙の表２記載のとおりであった。

イ(7) 北海道安達学園は、平成２１年１０月１日付け北海道新聞に掲載した「２０１０年度 専門学校入学案内」と題する広告（別添写し２）において、２専門学校の平成２１年３月卒業生の就職率について別紙の表３のとおり表示するとともに、ビジュアルアーツについては「札幌ビジュアルアーツ ライブ、制作発表、多くのチャンスで業界デビュー」と、マンガ・アニメ学院については「札幌マンガ・アニメ学院 万全のサポート体制で業界就職・デビュー」と記載していた。

(4) 実際には、前記(7)の２専門学校の平成２１年３月卒業生の就職率として表示した数値は、北海道安達学園が、以下のとおり算出したものであった。

a ２専門学校の平成２１年３月卒業生のうち同年３月末時点における就職者等の数に同年４月から同年８月までの間における就職者等の数を加えた数を、同年３月末時点における就職希望者等の数から同年８月時点において就職の斡旋を希望しない者等の数を減じた数で除して算出したもの。

b ２専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職者等の数に、当該専門分野以外の分野に係る企業等への就職者等及びアルバイトに就いた者を加えた数を、就職者等として算出したもの。

(7) ２専門学校の平成２１年３月卒業生のうち同年３月末時点における２専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職者等の数を、同年３月末時点における就職希望者等の数で除して算出した就職率は、別紙の表４記載のとおりであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、北海道安達学園は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第４条第１項第１号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第５７条第１項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第６条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表1 3 専門学校及び北海道内の大学等の平成20年3月卒業生の就職率に係る表示

専門学校名	表示された就職率	区分	表示された就職率
スクールオブビジネス	97.1%	専門学校	80.9%
ビジュアルアーツ	96.7%	大学	64.9%
デザイナー学院	90.0%	短期大学	67.1%

表2 3 専門学校及び北海道内の大学等の平成20年3月卒業生の同年3月末時点における就職率

専門学校名	就職率	区分	就職率
スクールオブビジネス	89.3%	専門学校	91.9%
ビジュアルアーツ	90.0%	大学	87.4%
デザイナー学院	74.6%	短期大学	88.4%

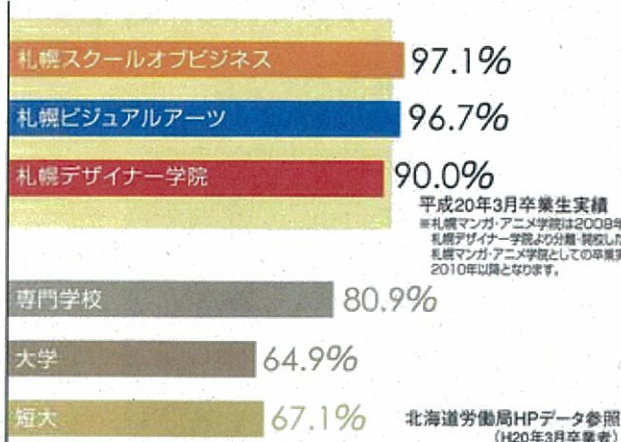
表3 2 専門学校の平成21年3月卒業生の就職率に係る表示

専門学校名	表示された就職率
ビジュアルアーツ	99.2%
マンガ・アニメ学院	98.5%

表4 2 専門学校の平成21年3月卒業生の同年3月末時点における2専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職率

専門学校名	就職率
ビジュアルアーツ	52.8%
マンガ・アニメ学院	34.6%

北海道安達学園と北海道内大学・短大・専門学校との就職率を比べてみました。

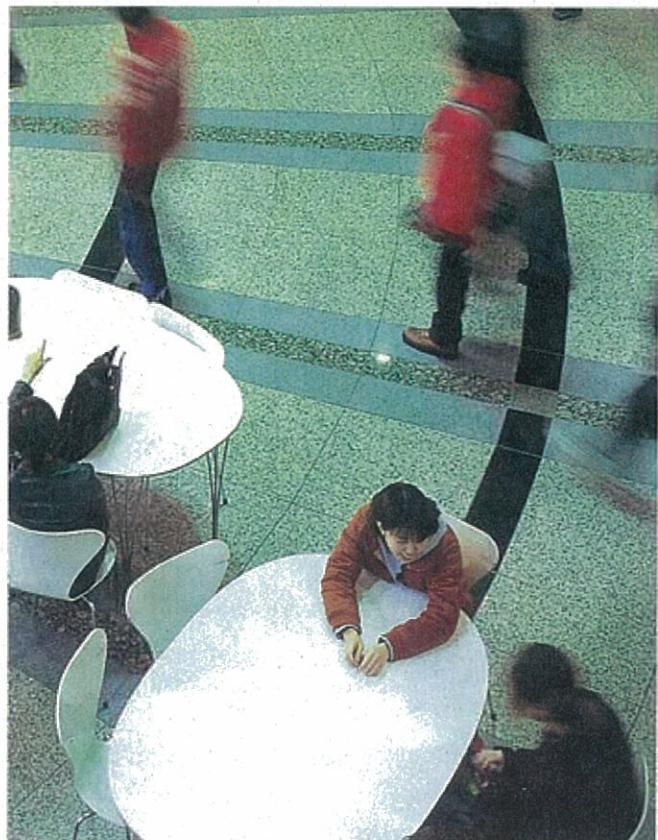


北海道安達学園が就職に強いワケ

入学時から就職を視野に入れて進められる実践的なカリキュラム。そして、総合学園ならではのフルサポート体制。この両輪がしっかりとかがみ合うことで高い就職実績を実現しております。

《本学園の就職サポート》

- 学生総合就職センター……いつでも閲覧でき、就職に役立つ最新情報や1000社を超える求人票で学生をバックアップ。
- 就職研修……マナー講座や面接、SPI対策など、泊り込みで集中トレーニングをします。
- 学内企業説明会&採用試験……企業の人事担当者等を招いての企業説明会を随時開催。その場で採用試験を行うこともあります。
- キャリアセンター……在校生・卒業生を対象とした、資格取得のための特別講座を実施しております。
- インターンシップ制度……在学中から希望する業界で実際に職場の雰囲気を感じ取ります。
- ジョブアップサポート……卒業後も転職・再就職についての情報提供やカウンセリングをきめ細やかに行います。



学校法人北海道安達学園

専門学校 札幌デザイナー学院

専門学校 札幌マンガ・アニメ学院

専門学校 札幌ビジュアルアーツ

専門学校 札幌スクールオブビジネス

概要

専門学校 札幌デザイナー学院、札幌マンガ・アニメ学院、札幌ビジュアルアーツ、札幌スクールオブビジネスは、学校教育法第82条に定める専修学校基準に基づき、正規の高等教育機関として、北海道知事認可を受けた専門学校です。認可校として、例えば学割適用や大学編入、日本学生支援機構(旧:日本育英会)の奨学生制度利用など、大学・短大と同様に様々な特典を受ける事ができます。

「札幌デザイナー学院」「札幌マンガ・アニメ学院」「札幌ビジュアルアーツ」「札幌スクールオブビジネス」の4つの専門学校を運営する学校法人北海道安達学園はさまざまな社会のニーズに対応するため、4校で全18学科48専攻を有し、専門的なスキルアップを図るため独自のカリキュラムを編成しています。基本と自主性を重んじる学習、専門分野での高度な技術の習得、経済発展のための能力向上を教育の柱に据え、どのような職場や環境にも対応することのできる柔軟性をもち、リーダーシップと感性を発揮できる人材を育成。知識と技術の習得ばかりでなく、豊かな人間性や人格形成を促し、学生一人ひとりの心と夢を大切にする教育を展開しているのが特徴です。

学校法人北海道安達学園4校の沿革

- 1989年11月 北海道知事より法人認可
- 1990年4月 専門学校 札幌デザイナー学院、
専門学校 札幌スクールオブビジネスを開校
- 1995年1月 文部科学省より「専門士」称号付与の認定
- 1999年4月 専門学校 札幌ビジュアルアーツを開校
- 2002年3月 北一条のSTV前に実習棟を竣工(スポーツジム、
動物看護実習室、音楽練習スタジオなどを設置)
- 2004年9月 総合校舎屋上にフットサルコート完成
(北海道内専門学校初)
- 2004年11月 四日市大学と3年次編入学の提携を締結
- 2005年3月 アメリカ合衆国ハワイバシフィック大学と語学短期
集中研修プログラム(PEP)に関する提携を締結
- 2007年5月 アメリカ合衆国ロングアイランド大学
C.W.ポスト校と編入学に関する提携を締結
- 2008年3月 チャペルを設置したプライダル実習室を新設
- 2008年4月 専門学校 札幌マンガ・アニメ学院を開校

いよいよ願取付開始

紧张

5-school@doshin-ad.com

DOSHIN ADVERTISING
PUBLIST.

（個人情報の取扱いについて）

別添写し2
(縮小したもの)

[illegible]